

国民生活センターの在り方の見直しに係る今後の検討について

平成 22 年 12 月 10 日
消費者庁

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）の閣議決定（平成 22 年 12 月 7 日）を受け、今後、消費者庁では、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の在り方の見直しについて、以下のとおり検討を進めることとする。

1. 検討体制

消費者庁とセンターで「タスクフォース」を年内に立ち上げる。

- ・ 座 長 : 福嶋消費者庁長官
- ・ 副座長 : 野々山国民生活センター理事長
- ・ メンバー : 消費者庁及びセンター幹部

※「タスクフォース」の議事は、記者の傍聴を可能とする。

2. 検討の流れ

- 「基本方針」で示された考え方を踏まえて、センターの機能ごとに地方自治体や民間における実施状況を整理しつつ論点整理を行う。
- その上で、
 - ①消費者庁へ「一元化」可能な機能、
 - ②民間へ移行可能な機能、
 - ③それ以外の機能の在り方及び担い手、等について検討を行う。
- 検討に際しては、随時、機能ごとに有識者等と意見交換を実施。
- また、来春を目途に「中間整理」をまとめ、これについて広く意見を伺う（「公開ヒアリング」を実施）。
- その後、行政刷新会議での独立行政法人制度改革の検討状況を踏まえ、上記③の担い手及び法人の在り方について最終的な検討を行う。

3. 検討結果の取りまとめ（平成 23 年夏）

平成 23 年夏を目途に「タスクフォース」の最終取りまとめを行い、消費者庁長官、次長及びセンター理事長陪席の下、政務二役会議において決定する。

【本件問合せ先】 消費者庁地方協力課長 林	電話 03-3507-9170
地方協力課課長補佐 赤井	電話 03-3507-9174